



【coffee break】 2012.03.31

平成 24 年 4 月 1 日以降の登録免許税の税率について

本日は、平成 24 年 4 月 1 日以降の登録免許税の税率についてです。

主な変更内容は下記のとおりです。

租税特別措置法第 7 2 条により、
軽減を受けていた「土地」の税率は下記のとおり変更。

< 所有権移転登記（原因：土地の売買） >

- ・ 3 月 31 日まで 1 . 3 %
- ・ 4 月 1 日から **1 . 5 %**

< 所有権移転登記（原因：土地の信託） >

- ・ 3 月 31 日まで 0 . 2 5 %
- ・ 4 月 1 日から **0 . 3 0 %**

租税特別措置法第 8 1 条により、
軽減を受けていた「土地建物」の税率は下記のとおり変更。

< 所有権移転登記（原因：会社分割） >

- ・ 3 月 31 日まで 1 . 3 %
- ・ 4 月 1 日から **1 . 5 %**

<（根） 抵当権移転登記（原因：会社分割） >

- ・ 3 月 31 日まで 0 . 1 8 %
- ・ 4 月 1 日から **0 . 2 0 %（本則に戻りました）**

租税特別措置法第83条の2により、

TMK及び投資法人（REIT）が現物不動産を取得した場合の税率は下記のとおり変更。

< 所有権移転登記 >

- ・ 3月31日まで 1.1%
- ・ 4月1日から 1.3%

但し、「倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地」は、軽減の適用対象外のため税率は下記のとおりです。

< 所有権移転登記（原因：売買） >

- ・ 土地 1.5%
- ・ 建物 2.0%

以上です。

平成24年1月27日に国会に提出された「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」()が平成24年3月30日に成立しました。エンドユーザー様が住宅用家屋を取得した場合の軽減につきましては、概ね変更はございませんが、一戸建ての「特定認定長期優良住宅」を取得した場合の所有権移転登記や、「認定低炭素住宅」を取得した場合など、一部、変更・新設もございますので詳細は弊事務所までお問い合わせ頂けると幸いです。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案新旧対照表

http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/180diet/so240124st.htm